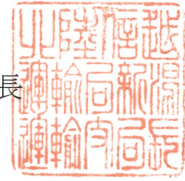




新運輸第1466号の2  
新運整第1274号の2  
平成29年3月24日

各 一般乗合旅客自動車運送事業者 殿

北陸信越運輸局  
新潟運輸支局長



「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長より別添写し(平成29年3月15日付け 北信交監第328号の2、北信交旅第849号の2、北信技保第135号の2)のとおり通達があったので、了知願います。



北信交監第328号の2  
北信交旅第849号の2  
北信技保第135号の2  
平成29年3月15日

新潟運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の  
基準について」の一部改正について

標記について、自動車局長から別紙写し（平成29年3月14日付け  
国自安第244号、国自旅第372号、国自整第252号）のとおり通  
知があったことから、別紙のとおり一部改正について公示を行ったので、  
遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。

また、別添の公示（写）についても掲示されたい。



国自安第244号  
国自旅第372号  
国自整第352号  
平成29年3月14日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の  
基準について」の一部改正について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」を制定したことに伴い「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月17日付け国自安第138号、国自旅第218号、国自整第162号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

公 示

公示第91号

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」  
の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年  
9月20日付け公示第42号）について、別添のとおり一部改正する。  
なお、この公示は、平成29年3月21日から施行する。

平成29年3月15日

北陸信越運輸局長 江 角 直 樹

